

有 料 ・ ~~無 料~~

職業紹介事業許可申請書

職業紹介事業許可有効期間更新申請書

① 令和7年 月 日

厚生労働大臣 殿

(ふりがな) そーによきやびたるあんどはいやーかぶしきがいしゃ

② 申請者 氏 名 SOGNO Capital&Hire株式会社

代表取締役 井上 裕貴

1. 職業安定法第30条第1項の規定により下記のとおり許可の申請をします。
- ~~2. 職業安定法第33条第1項の規定により下記のとおり許可の申請をします。~~
- ~~3. 職業安定法第32条の6第2項の規定により下記のとおり更新申請をします。~~
- ~~4. 職業安定法第33条第4項において準用する同法第32条の6第2項の規定により~~
~~下記のとおり更新申請をします。~~

記

③許 可 番 号	()	
(ふりがな) ④氏名又は名称	そーによきやびたるあんどはいやーかぶしきがいしゃ SOGNO Capital&Hire株式会社	
(ふりがな) ⑤所 在 地	〒 5 5 0 - 0 0 1 4 電話 080-5300-0665	
	おおさかふおおさかしにしくきたほりえ 大阪府大阪市西区北堀江二丁目4番11号10F	
(ふりがな) ⑥代表者氏名等	氏 名	住 所
	いのうえ ゆうき 井上 裕貴	おおさかふやおしながはたちょう 大阪府八尾市永畑町3丁目1番40-509号
(ふりがな) ⑦役 員 氏 名 等 (法人のみ)	氏 名	住 所

収入印紙

消印しては
ならない

兼業 ⑧ の 種 類 ・ 内 容	営業代行業務
------------------------	--------

職業紹介事業を行う事業所に関する事項

⑨事業所		
名 称	所 在 地	
SOGNO Capital & Hire 株式会社	〒550-0014 大阪府大阪市西区北堀江2-4-11 サンライズビル10F-31	
⑩職業紹介責任者氏名等		⑪担当者職・氏名・電話番号
氏 名	住 所	代表取締役 井上 裕貴 080-5300-0665
井上 裕貴	大阪府八尾市永畑町3丁目1番40-509号	

⑨事業所		
名 称	所 在 地	
⑩職業紹介責任者氏名等		⑪担当者職・氏名・電話番号
氏 名	住 所	() -

⑫取次機関

イ 名 称 (ふりがな)	
ロ 住 所 (ふりがな)	
ハ 事業内容	

申請者（法人にあっては役員を含む。）（申請者が未成年の場合、その法定代理人をいう。）については、職業安定法第32条各号（第3号、第10号及び第11号を除く。）のいずれにも該当しないこと並びに申請者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合には該当する全ての者の精神の機能の障害に関する医師の診断書が添付されていることを誓約します。

また、同法第32条の14の規定により選任する職業紹介責任者については、同法第32条第1号、第2号及び第4号から第9号までのいずれにも該当しないこと、未成年者に該当しないこと、職業安定法施行規則第24条の6第2項第1号に規定する基準に適合すること並びに職業紹介責任者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合には該当する全ての者の精神の機能の障害に関する医師の診断書が添付されていることを誓約します。

有 料 職 業 紹 介 事 業 計 画 書
~~無 料 職 業 紹 介 事 業 計 画 書~~
~~特 別 の 法 人 無 料 職 業 紹 介 事 業 計 画 書~~

1 許可・届出番号

2 事業所名

SOGNO Capital&Hire株式会社

3 職業紹介計画（年間）（国内）

① 区 分	② 有効求職者見込数
	30 人

職業紹介計画（年間）（国外にわたる職業紹介を行おうとするときは国外分を記載）

③ 区 分	④ 相手国名	⑤ 有効求職者見込数 (人)

4 職業紹介の業務に従事する者の数

1 人

5 資産等の状況

		価 格	摘 要
資 産	現金・預金		
	土地・建物		
	そ の 他		
	計		
負 債	計		

届出制手数料届出書 届出制手数料変更届出書	
① 令和8年 月 日	
厚生労働大臣 殿	
（ふりがな） そーによきやびたるあんどはいやーかぶしきがいしゃ	
② 届出者 SOGNO Capital&Hire 株式会社 代表取締役 井上 裕貴	
職業安定法第32条の3第1項第2号の規定により下記の届出制手数料に係る届出をします。	
記	
③許 可 番 号	
（ふりがな） ④氏 名 又 は 名 称	そーによきやびたるあんどはいやーかぶしきがいしゃ SOGNO Capital&Hire 株式会社
（ふりがな） ⑤所 在 地	〒550-0014 電話 080-5300-0665
	おおさかふおおさかしにくきたほりえ
	大阪府大阪市西区北堀江二丁目4番11号10階
⑥適用開始・変更予定日	年 月 日
⑦届出・変更届出内容	別紙手数料表による
⑧備 考	（担当）井上 裕貴 TEL 080-5300-0665

【一般登録型】

手 数 料 表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	0 円 手数料負担者は 求人者 とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 35% (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 35% 手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】 *上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	成功報酬 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 35% 手数料負担者は 求人者 とします。

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

許可番号

SOGNO Capital & Hire 株式会社

大阪府大阪市西区北堀江2-4-11サンライズビル10F-31

履歴事項全部証明書

大阪市西区北堀江二丁目4番11号10F

SOGNO Capital&Hire株式会社

会社法人等番号	1200-01-284897
商号	SOGNO Capital&Hire株式会社
本店	大阪市西区北堀江二丁目4番11号10F
公告をする方法	官報に掲載する方法により行う。
会社成立の年月日	令和8年3月6日
目的	1. 労働者派遣事業及び有料職業紹介事業 2. 人材育成に関する教育及び研修業務 3. 営業代行業務 4. 投資事業組合財産及び投資事業有限責任組合財産の運用、運営並びに管理 5. 投資事業組合及び投資事業有限責任組合の組成、運営並びに管理 6. 投資事業組合及び投資事業有限責任組合への出資 7. 投資事業組合財産持分の募集及び販売 8. 有価証券等の保有、管理、運用及び取得等の投資事業 9. 金融商品取引法に基づく第二種金融商品取引業 10. 金融商品取引法に基づく投資運用業 11. 金融商品取引法に基づく投資助言・代理業 12. 適格機関投資家等特例業務 13. 企業診断、投資計画及び経営一般に関するコンサルティング業務 14. 市場調査及び産業経済調査 15. 企業の合併及び業務提携の斡旋 16. 各種イベント、ツアー、セミナー、研修、講演会、講習会等の企画、立案、運営、管理及び実施並びにこれらの代理、請負及び仲介業務 17. ウェブサイト、ウェブサービス、デジタルコンテンツ、映像・音声コンテンツ、SNS、各種アプリケーション等の企画、開発、デザイン、制作、配信、運営、保守管理、利用許諾、販売、賃貸及び輸出入並びにこれらの代理、請負及び仲介業務 18. 不動産の管理、賃貸、売買及び仲介業務 19. 出版物の企画、編集、発行、販売等の出版事業及び電子出版事業 20. 前各号に附帯関連する一切の調査、企画、研究及びコンサルティング業務 21. 前各号に附帯関連する一切の業務
発行可能株式総数	500万株
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 50万株

資本金の額	金 5 0 0 万円		
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、代表取締役の承認を受けなければならない。		
役員に関する事項	取締役	井 上 裕 貴	
	大阪府八尾市 代表取締役	井 上 裕 貴	
登記記録に関する事項	設立 令和 8 年 3 月 6 日登記		



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。
(大阪法務局管轄)

令和 8 年 3 月 2 6 日
大阪法務局
登記官

内 川 直 樹



定 款

S O G N O C a p i t a l & H i r e 株式会社

SO GNO C a p i t a l & H i r e 株式会社定款

第1章 総 則

(商号)

第 1 条 当会社は、SO GNO C a p i t a l & H i r e 株式会社と称する。

(目的)

第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 労働者派遣事業及び有料職業紹介事業
2. 人材育成に関する教育及び研修業務
3. 営業代行業務
4. 投資事業組合財産及び投資事業有限責任組合財産の運用、運営並びに管理
5. 投資事業組合及び投資事業有限責任組合の組成、運営並びに管理
6. 投資事業組合及び投資事業有限責任組合への出資
7. 投資事業組合財産持分の募集及び販売
8. 有価証券等の保有、管理、運用及び取得等の投資事業
9. 金融商品取引法に基づく第二種金融商品取引業
10. 金融商品取引法に基づく投資運用業
11. 金融商品取引法に基づく投資助言・代理業
12. 適格機関投資家等特例業務
13. 企業診断、投資計画及び経営一般に関するコンサルティング業務
14. 市場調査及び産業経済調査
15. 企業の合併及び業務提携の斡旋
16. 各種イベント、ツアー、セミナー、研修、講演会、講習会等の企画、立案、運営、管理及び実施並びにこれらの代理、請負及び仲介業務
17. ウェブサイト、ウェブサービス、デジタルコンテンツ、映像・音声コンテンツ、SNS、各種アプリケーション等の企画、開発、デザイン、制作、配信、運営、保守管理、利用許諾、販売、賃貸及び輸出入並びにこれらの代理、請負及び仲介業務
18. 不動産の管理、賃貸、売買及び仲介業務
19. 出版物の企画、編集、発行、販売等の出版事業及び電子出版事業
20. 前各号に附帯関連する一切の調査、企画、研究及びコンサルティング業務
21. 前各号に附帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を大阪府大阪市に置く。

(公告方法)

第 4 条 当社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当社の発行可能株式総数は、500万株とする。

(株式の譲渡制限)

第 6 条 当社の株式を譲渡により取得するには、代表取締役の承認を受けなければならない。

(相続人等に対する売渡請求)

第 7 条 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

(株券の不発行)

第 8 条 当社は、株式に係る株券を発行しない。

(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

第 9 条 当社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が当会社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令に定める場合には、株式取得者が単独で株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第 10 条 当社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(手数料)

第 11 条 前二条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(株主の住所等の届出)

第 12 条 当会社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名又は名称、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき、同様とする。

(基準日)

第 13 条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもってその事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項のほか必要があるときは、取締役の過半数の決定により予め公告して臨時に基準日を定めることができる。

第 3 章 株主総会

(株主総会決議事項)

第 14 条 株主総会は、会社法に規定する事項及び株式会社の組織、運営、管理その他株式会社に關する一切の事項について決議をすることができる。

(招集)

第 15 条 定時株主総会は、毎事業年度の終了後 3 か月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合には、いつでも招集することができる。

(招集手続)

第 16 条 株主総会を招集するには、株主総会の日の 3 日前までに、議決権を行使することができる株主に対して招集通知を発するものとする。ただし、会社法第 298 条第 1 項第 3 号又は第 4 号に掲げる事項を定めた場合は、会日の 2 週間前までに発するものとする。

2 前項の招集通知は、会社法第 298 条第 1 項第 3 号又は第 4 号に掲げる事項を定めた場合を除き、書面であることを要しない。

3 第 1 項の規定にかかわらず、株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主の全員の同意があるときは、会社法第 298 条第 1 項第 3 号又は

第4号に掲げる事項を定めた場合を除き、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(招集権者及び議長)

第17条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役の過半数をもって決定し、取締役社長が招集する。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役の過半数をもって定めた順序により、他の取締役が招集する。

2 株主総会においては、取締役社長が議長となる。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役の過半数をもって定めた順序により他の取締役が議長となる。

(決議の方法)

第18条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(株主総会の決議等の省略)

第19条 取締役又は株主が株主総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき株主（当該事項について議決権を行使することができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

2 取締役が株主の全員に対して株主総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を株主総会に報告することを要しないことにつき株主の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の株主総会への報告があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第20条 株主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は1名とし、当会社の議決権を有する株主であることを要する。

2 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第21条 株主総会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作

成し、議長、議事録の作成に係る職務を行った取締役及び出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。

第4章 取締役

(員数)

第22条 当社の取締役は、1名以上とする。

(選任及び解任の方法)

第23条 当社の取締役の選任及び解任の決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。

(任期)

第24条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠又は増員により選任した取締役の任期は、前任者又はその選任時に在任する取締役の任期の満了すべき時までとする。

(補欠取締役)

第25条 補欠の取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後最初に開催する定時株主総会の開始の時までとする。ただし、株主総会の決議によってその期間を短縮することを妨げない。

(社長及び代表取締役)

第26条 取締役が2名以上ある場合は、取締役の互選によって、代表取締役1名以上を定める。

2 前項の場合において、代表取締役が1名のときは当該代表取締役を社長とし、代表取締役が2名以上のときは、代表取締役の互選によって、そのうち1名を社長と定める。

3 取締役が1名の場合は、当該取締役を代表取締役とし、社長とする。

(業務執行の決定)

第27条 当社の業務は、取締役の過半数をもって決定する。

第5章 計 算

(事業年度)

第 28 条 当会社の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までとする。

(剰余金の配当等)

第 29 条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載又は記録ある株主、登録株式質権者（以下「株主等」という。）に対して剰余金の配当を行う。

2 前項に定める場合のほか、当会社は、予め公告して、基準日を定め、その最終の株主名簿に記載又は記録ある株主等に対して、剰余金の配当を行うことができる。

(剰余金の配当の除斥期間)

第 30 条 剰余金の配当がその支払提供の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

第6章 附 則

(設立に際して出資される財産の価額)

第 31 条 当会社の設立に際して出資される財産の価額は、金500万円とする。

(発起人の氏名及び住所、割り当てを受けた株式数及びその払込金額等)

第 32 条 当会社の発起人の氏名及び住所、割り当てを受けた株式数及びその払込金額等は、次のとおりである。

大阪府八尾市永畑町3丁目1番40-509号

普通株式 30万株 金300万円 井上裕貴

京都府京都市中京区西ノ京南原町31番地グレース西ノ京103号室

普通株式 10万株 金100万円 田中水晶

神奈川県横浜市瀬谷区二ツ橋町360番地三ツ境ハウス302

普通株式 10万株 金100万円 板垣慶

(最初の事業年度)

第 33 条 当会社の最初の事業年度は、会社成立の日から令和 9 年 2 月 2 8 日までとする。

(設立時役員)

第 34 条 当会社の設立時取締役、設立時代表取締役は、次のとおりとする。

大阪府八尾市永畑町 3 丁目 1 番 4 0 - 5 0 9 号

設立時取締役 井上裕貴

大阪府八尾市永畑町 3 丁目 1 番 4 0 - 5 0 9 号

設立時代表取締役 井上裕貴

(定款に定めのない事項)

第 35 条 本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

以上、SOGNO Capital & Hire 株式会社設立のため、発起人を代理して、司法書士田中 あゆ美が電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

令和 8 年 2 月 9 日

発起人 井上裕貴

発起人 田中水晶

発起人 板垣慶

上記代理人 司法書士 田中 あゆ美

田中 あゆ美

デジタル署名
者: 田中 あゆ美
日付: 2026.03.05
12:37:40 +09'00'

履 歴 書

令和8年3月25 日現在

ふりがな	いのうえ ゆうき		
氏 名	井上 裕貴		
生年月日	平成7年5月20 日生	満(30 歳)	男
ふりがな			
現住所	〒 581-0083 大阪府八尾市永畑町3-1-40-509		

年	月	学歴・職歴 (各別にまとめて書く)
		学歴
平成 31	3	追手門学院大学 卒業
		職歴
平成 31	4	株式会社マイナビ 入社
令和 1	2	株式会社マイナビ 退社
令和 1	2	M&Aナビ株式会社 入社
令和 2	5	M&Aナビ株式会社 退社
令和 2	5	セプテーニ株式会社 電通 業務委託
令和 4	11	セプテーニ株式会社 委託期間 終了
令和 4	11	Xin Technologies株式会社 起業 現在に至る
令和 8	3	SOGNO Capital&Hire株式会社設立 代表取締役就任
		現在に至る

賞罰	なし
----	----

住民票

住所	大阪府八尾市永畑町3丁目1番40-509号				
世帯主	井上 裕貴				

1	***	*****	個人番号	4239 8608 1982
	氏名	井上 裕貴	住民票コード	【省略】
	***	*****	住民となった年月日	令和2年6月17日
	旧氏	【空欄】	住所を定めた年月日	【空欄】
	生年月日	平成7年5月20日	性別	男
	続柄	世帯主	届出自	令和2年6月17日
	筆頭者	井上 隆充	本籍	大阪府大阪市大正区泉尾1丁目43番地
	転入前住所	東京都板橋区本町4番3号	Apparence	板橋本町201
	***	*****	***	*****
	***	*****	***	*****

2	氏名の振り仮名		個人番号	
	氏名	【以下余白】	住民票コード	
	旧氏の振り仮名		住民となった年月日	
	旧氏		住所を定めた年月日	
	生年月日		性別	
	続柄		届出自	
	筆頭者		本籍	
	転入前住所		***	
	***		***	
	***		***	

3	氏名の振り仮名		個人番号	
	氏名		住民票コード	
	旧氏の振り仮名		住民となった年月日	
	旧氏		住所を定めた年月日	
	生年月日		性別	
	続柄		届出自	
	筆頭者		本籍	
	転入前住所		***	
	***		***	
	***		***	

4	氏名の振り仮名		個人番号	
	氏名		住民票コード	
	旧氏の振り仮名		住民となった年月日	
	旧氏		住所を定めた年月日	
	生年月日		性別	
	続柄		届出自	
	筆頭者		本籍	
	転入前住所		***	
	***		***	
	***		***	

この写しは、世帯全員の住民票の原本と相違ないことを証明する。

令和8年3月26日

大阪府八尾市長

山本 桂右



この印は黒色です

272122026032650000000000000043150053400000039840129

本書には不正防止処理を

両面に施してあります。

職業紹介責任者講習 受 講 証 明 書

井上 裕貴 殿

令和8年3月4日オンラインにおいて、
職業紹介責任者講習会を修了したことを
証明する。

公益社団法人 全国民営職業紹介事業協会

会 長 紀 陸



番号 (001-260304001-05775)

開始貸借対照表

SOGNO Capital&Hire;株式会社
2026年3月6日現在

資産の部	金額（円）
現金及び預金	5,000,000
資産合計	5,000,000
負債の部	金額（円）
負債	0
負債合計	0
純資産の部	金額（円）
資本金	5,000,000
純資産合計	5,000,000

一時使用目的貸室賃貸借契約書

名称	大阪北堀江オフィス				号室	10F-31	
所在地	〒550-0014 大阪府大阪市西区北堀江2-4-11サンライズビル						
構造等	鉄骨鉄筋コンクリート造			所在階	地上10 階	使用面積	3.09 m
月額利用料	36,000	円 (税別)	利用用途		事務所又は倉庫の為の利用		
月額共益費	6,000	円 (税別)	個室定員		1 名		
入会金	60,000	円 (税別)	退去時清掃費用		10,000 円 (税別)		
保証金	0	円	部屋タイプ		完全個室		
契約期間	2026 年 03 月 06 日 から		2027 年 02 月 28 日 まで				
違約金発生条件	11 ヶ月未満で解約する場合		違約金		42000 円		
ポスト開錠番号	右 2回 6、左 1回 8		鍵番号		別紙鍵預り証に記載する		
備考	特約条項は第25条に記載する。						

利用者：SOGNO Capital&Hire株式会社 (以下「甲」という。) と
供用者 株式会社WOOC 登録番号： T6010701021247 (以下「乙1」という。) と、
運営会社 株式会社WOOC 登録番号： T6010701021247 (以下「乙2」といい、乙1と合わせて「乙」という) とは、表記の目的物 (以下「本物件」という。) につき、次のとおり一時使用目的貸室賃貸借契約を締結した。
尚、甲は本契約により、本物件に関連して、居住権、賃借権、その他甲の為の不動産上のいかなる権利も発生するものでないことを承諾する。

第1条 (利用目的と施設利用規約の遵守)

- 1 甲は、表題部記載の利用用途の一時使用に限り、乙の承諾のもと本物件を利用するものとする。
- 2 甲は、「ビズコンフォート (個室プラン) / ビズサークル 施設利用規約」 (以下「施設利用規約」という。) に同意の上、本契約を締結するものとし、本契約期間中、当該施設利用規約を遵守しなければならない。
- 3 甲は共同使用者がいる場合、共同使用者に対し、本契約、施設利用規約を遵守させる責任を負い、共同使用者が本契約、施設利用規約に違反した場合は、甲が違反したものとみなす。

第2条 (契約期間)

- 1 契約期間は、表題部記載の期間とする。
- 2 本契約は、前項に規定する期間の満了により終了する。

第3条 (再契約)

- 1 甲及び乙は、契約期間満了の1か月前までに、相手方に対し、再契約の希望の有無を意思表示するものとする。
- 2 甲は、再契約に際し再契約手数料として8,000円 (税別) を、利用料支払方法と同一の方法にて、再契約開始日までに乙又は運営会社に支払わなければならない。

第4条 (期間内解約)

- 1 契約期間中といえども、甲は書面若しくは乙2が提供するホームページ内にある解約申込フォームから乙に本契約の解除を申し入れることができる。この場合、解約申入日の属する月の翌月末日の到来を以て本契約は終了する。但し、甲及び乙はこの予告期間にかえ、2か月分の利用料等相当額を相手方に支払い、即時解約することができる。

第5条 (利用料等)

- 1 甲は毎月26日 (当日が銀行休業日の場合は翌営業日とする。) に、集金代行会社による口座振替により、表題部記載の利用料、共益費、オプション利用料、会議室等利用料、第6条の延滞金、遅延損害金、第15条2項の原状回復費用、その他乙に支払うべき金銭 (以下「利用料等」という。) を支払うものとする。なお、口座振替手数料200円 (税別) は、甲の負担とする。
- 2 1か月未満の利用料等は日割り計算とする。日割り計算は1ヶ月を実日数で割って計算するものとする。
- 3 甲の残高不足等により、自動引落ができない場合は、甲は直ちに不足金を乙に振込により支払うものとする。振込手数料は甲の負担とする。
- 4 甲は、別途乙が発行するマイページにて、インボイス (請求書) を確認するものとする。尚、月額の利用料等は領収書は発行しない。

第6条 (延滞金)

- 1 甲は、本契約に基づく債務の支払期日 (第5条1項記載の毎月26日) に遅延した場合に、支払期日の翌日から完済に至るまでの間、その滞納額につき、年14.6%の割合による延滞金を乙に支払うものとする。

第7条 (保証金)

- 1 甲は、契約時に乙に対し、表記記載の保証金を預けるものとする。尚、甲はその保証金を以て債務の相殺をすることはできない。
- 2 乙は、明け渡しまでに生じた本契約から生じる甲の一切の債務を保証金から控除し、なお残額がある場合には、本物件の明け渡し後遅滞なく、その残額を無利息で甲に返還しなければならない。

第8条 (利用料等の変更)

- 1 本契約期間中であっても、経済事情の変動、公租公課の変動、諸物件の変動、近隣比較等により、利用料等が著しく不相当になったときは、乙はこれを変更することができる。
- 2 本契約から生じる債権債務にかかる消費税率の料率が変わった場合は、甲は何ら異議なく消費税率の変更に同意するものとする。

第9条 (甲の賠償責任)

- 1 甲または甲の関係者 (共同使用者、友人、訪問客等) が故意または過失により、本物件、他の物件、共用部及び付属品等に損害を与えたときは、甲が自己の責任と負担において、その損害を乙に対し賠償しなければならない。

第10条 (乙の免責)

- 1 天災地変、火災、盗難、漏水等の事故、その他、乙の責に帰すべからざる事由により、甲の所有物に損害を生じても、乙は一切その責を負わないものとする。突発的設備故障・経年劣化による故障等も同様とする。
- 2 乙が提供するサービスに関連して甲が被るいかなる損失、損害についても、乙の故意または過失に基づいて発生した損失、損害を除き、甲は甲に対し一切の責任を負わないことを確認する。
- 3 甲が持ち込んだ現金・貴金属・有価証券・通帳・印鑑・重要書類・家具及びその他の貴重品に発生した損害について、乙の責の有無に関わらず、乙は一切その責を負わないものとする。

第11条 (権利の譲渡・転貸の禁止)

- 1 甲は、理由の如何にかかわらず、本契約上の甲の地位または本契約に基づく権利若しくは義務を第三者に譲渡、担保設定または転貸してはならない。

第12条 (通知義務)

- 1 甲は、次の場合、直ちに乙に通知しなければならない。
 - 1) 甲、共同使用者の住所、氏名、職業、勤務先に変更があったとき
 - 2) 甲が後見開始、保佐開始、補助開始の審判を受けたとき
 - 3) 甲に破産、再生手続開始、会社更生手続開始、清算開始等の申立があったとき
 - 4) 甲の財産につき、差押、仮差押、仮処分がなされたとき
 - 5) 本物件が破損し、またはその恐れがあるとき

第13条（契約の解除）

- 1 乙は、甲が以下のいずれかに該当したときは、何等通告または催告することなく、直ちに本契約を解除することができる。
 - 1) 利用料等の支払いを2週間滞納した場合
 - 2) 甲が無断で連絡先所在を転居、移転したため、乙から連絡手段がない場合
 - 3) 施設利用規約に違反した場合
 - 4) 本契約第14条にある禁止事項に違反した場合
 - 5) 甲又はその使用人が第19条1項の確約に反していることが判明した場合、又は第19条2項乃至4項に該当した場合
 - 6) 所有者と乙2との当施設の運営にかかる契約が解除された場合
 - 7) 第12条1項2号から4号までの事由が甲に生じた場合
 - 8) その他本契約の各条項に違反した場合
- 2 前項が適用される場合、乙は本契約解除と同時に本物件を施錠し、甲の立ち入りを禁ずることができる。
- 3 本条に基づく解除権の行使は、甲に対する損害賠償請求を妨げない。

第14条（禁止事項）

- 1 甲は、本物件を使用するにあたり、以下の禁止事項を遵守するとともに、甲の関係者（共同使用者、友人、訪問者等）に遵守させる義務を負い、本条項に抵触し乙やその他の本物件使用者やその関係者や本物件、共用部、付属品等に損害を与えたときは、甲の責任と負担においてその損害を賠償するものとする。
 - 1) 別途定める施設利用規約、会議室/テレフォンプール利用規約に違反してはならない。
 - 2) 甲は本物件の敷地内及び周辺に、自転車・自動車・自動二輪車を乙の許可なく駐車・駐輪・放置してはならない。
 - 3) 甲は乙または運営会社の承諾なく本物件の模様替えを行ってはならない。
 - 4) 犬・猫その他小動物、ペットの持ち込みを行ってはならない。
 - 5) 甲は乙または運営会社の承諾なく、鍵の追加設置、交換、複製を行ってはならない。
 - 6) 甲は乙または運営会社の承諾なく、本物件内で広告や営業などほかの利用者の迷惑に当たる営利活動を行ってはならない。
 - 7) 甲はほかの利用者の迷惑になる音量を伴う活動を本物件内で行ってはならない。
 - 8) 甲は本物件の窓ガラスに広告や社名表示灯の広告物、日除けのためのフィルム等の造作物を貼付してはならない。
 - 9) 甲は善良なる管理者の注意義務をもって本物件を管理し、他の使用者に迷惑をかけてはならない。

第15条（契約の終了）

- 1 契約の期間満了、解除または解約により本契約が終了した場合は、甲は施設利用規約に基づき当該本物件を原状に復し、乙に明渡さなければならない。
- 2 甲が前項の原状回復義務を怠った場合は、乙または運営会社は甲に代わって原状回復を行うことができるものとする。但し、それに要した費用は甲の負担とする。
- 3 契約期間終了後に残置されている甲の物品については、乙が甲に対して一定の期間内での引き取りを依頼したにもかかわらず、甲が引き取りその他の対応をしない場合、甲は放棄したものとして、乙が自由に処分できるものとし、その処分費用の一切は甲の負担とする。
- 4 いかなる事由または名目を問わず、甲は乙に対し、立退料、移転料、造作買取請求、有益費用、必要費用償還請求等の一切の請求をすることはできない。
- 5 甲が本物件を会社の本店若しくは支店又は個人の営業所の所在として登記していた場合、契約終了後直ちに本店等の所在地変更の登記を行うこととする。
- 6 甲が本物件の明け渡しを遅延した場合、契約の期間満了、解除または解約により本契約が終了した日の翌日から明け渡しに至るまでの違約金として、1日につき表記記載の月額利用料・月額共益費相当額の倍額を30で除した金額を、乙に支払うものとする。

第16条（意思表示の送達）

- 1 乙または運営会社から甲への連絡、通知及び意思表示は、甲が乙に届け出た住所に宛てた書面の郵送によって行う場合には発送をもって、また甲が乙に届け出たファクシミリ番号に宛てたファクシミリ送信によって行う場合には送信をもって、並びに甲が乙に届け出たメールアドレスに宛てたメール送信によって行う場合には送信をもって、それぞれ有効に送達・伝達・完了したものとみなし、甲はこれらの受領をしなかった場合には何ら異議を述べることができない。

第17条（個人情報の利用・保有）

- 1 甲は、甲が本契約に基づき提供した個人情報（以下「本件個人情報」という。）を乙および運営会社が以下の目的で使用し、相当期間保有することを予め同意する。なお、「個人情報」とは個人情報の保護に関する法律第2条に定める個人情報を意味する。
 - 1) 利用料等の請求通知、使用規定の変更通知等の本契約に関する各種連絡のため
 - 2) 乙および運営会社、並びに乙および運営会社の提携会社の宣伝物、印刷物等の配布又は電話勧誘等の営業活動及びアンケート調査等の市場調査、研究開発のための内部資料として利用するため
 - 3) 乙が代理店として行う業務（カード、保険等）に関連した宣伝物・印刷物等の配布又は電話勧誘等の営業活動及びアンケート調査等の市場調査に利用するため
- 2 以下の場合、乙が提供先に対し必要最小限の本件個人情報を提供することがあることを、甲は承諾する。
 - 1) 甲の事前の同意がある場合
 - 2) 建物所有者（その関連会社を含む）に使用契約の内容を開示する場合
 - 3) 建物の維持管理のため工事会社に修繕等を依頼する場合
 - 4) 個人を識別することができない状態で開示する場合
 - 5) 業務を円滑に進める等の理由で外部業者に取り扱いを委託する場合
 - 6) 法令に基づき提供が必要な場合又は法令に基づき提供が認められている場合
 - 7) 物件購入検討者（仲介業者・金融機関等の提携会社を含む）に使用契約の内容を開示する場合

第18条（法令遵守等）

- 1 甲は、事業の遂行にあたり、関係諸法令を遵守し、違法行為を行わないことを誓約するものとする。乙による本物件の管理運営、もしくはその他のものによる本物件の利用を妨げるようないかなる行為、妨害若しくは迷惑行為、乙が本物件にかかる保険料が引き上げられるような行為、または乙並びに本物件使用者の権利の損失若しくは損害を与える、品格を落とす可能性のある行為を行うことは固く禁止されていることを、甲は承諾するものとする。
- 2 前項の条件は、乙が甲との契約締結に至った重要な前提事項であり、よって甲の違反行為があった場合には、重大なる契約違反を構成し乙は何等の通知又は手続きなしに本契約を即時解除する権利を有するものであることを、甲は承諾する。

第19条（反社会的勢力の排除）

- 1 甲（法人である場合には役員、自己の代理人もしくは媒介をする者、自己の主要な出資者又は経営に実質的に関与する者を含む。）は、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずるもの（以下、総称して「反社会的勢力」という。）でないことを確約する。
- 2 甲は、反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものでないことを確約し、乙は、甲が以下の各号の一に該当する行為を行った場合には、何等の催告を要しないで直ちに本契約を解除することができる。
 - 1) 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること
 - 2) 本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を入り出させること
 - 3) 本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること
- 3 乙は、甲が反社会的勢力に該当し、又は、反社会的勢力と以下の各号の一に該当する関係を有することが判明した場合には、何らの催告を要しないで直ちに本契約を解除することができる。
 - 1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき
 - 2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
 - 3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用したと認められるとき
 - 4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
 - 5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

- 4 乙は、甲が自ら又は第三者を利用して以下の各号の一に該当する行為をした場合には、何らの催告を要しないで直ちに本契約を解除することができる。
- 1) 暴力的な要求行為
 - 2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - 4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の名誉・信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - 5) その他前各号に準ずる行為
- 5 乙が本条各項の規定により本契約を解除した場合には、甲に損害が生じても乙は何らこれを賠償ないし補償することは要せず、またかかる解除により乙に損害が生じたときは、甲はその損害を賠償するものとする。
- 第20条（協力義務）
- 1 甲は、乙や運営会社または消防署が実施する消防訓練（避難訓練や消防設備説明）に協力する義務を負うものとする。
 - 2 甲は、火災や事件等が発生した場合は、運営会社並びに所定の消防署や警察署に連絡する義務を負うものとする。
- 第21条（契約の失効）
- 1 天災地変、その他乙の責に帰すべからざる事由により、建物が滅失し、又は建物としての効用を失ったときは、本契約は当然に失効する。但し、甲が乙に対して既に負っている未払いの利用料等の支払債務は消滅しない。
- 第22条（存続条項）
- 1 契約終了後も第5条及び第6条（但し、未払いの場合に限る）、第9条、第11条、第17条、第19条に定める甲の義務、第24条の規定については、有効に存続するものとする。
- 第23条（協議事項）
- 1 本契約に定めない事項又は解釈に疑義が生じた事項については、甲乙誠意をもって協議の上処理するものとする。
- 第24条（合意管轄）
- 1 甲と乙は、本契約に関して争いが生じた場合には、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。
- 第25条（特約条項）
- 契約中利用料1,100円OFF。表記記載の違約金発生期限までに解約する場合は、利用料・共益費の1か月分の違約金を支払うものとする。
本契約は、甲の申出により、2026年2月2日を始期として締結した一時使用目的貸室賃貸借契約の契約を承継し、原契約を承継するものとする。

以上

本契約の締結を証する為、本契約書を作成し、使用者及び供用者が電子契約にて記名捺印する。

使用者（甲） 住所 大阪府大阪市西区北堀江2-4-1 10階-31

氏名 SOGNO Capital&Hire株式会社



供用者（乙） 住所 東京都品川区東五反田一丁目14番10号三井住友銀行五反田ビル

氏名 株式会社WOOC

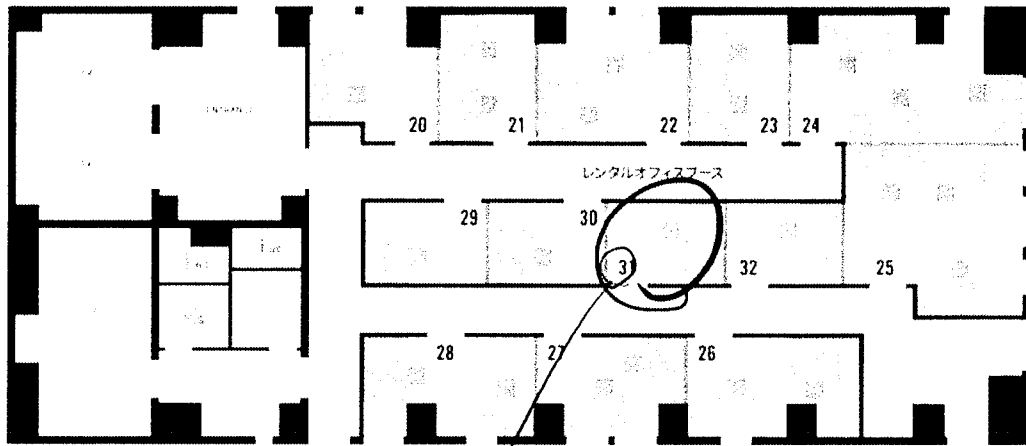


運営会社 住所 東京都品川区東五反田一丁目14番10号三井住友銀行五反田ビル

氏名 株式会社WOOC

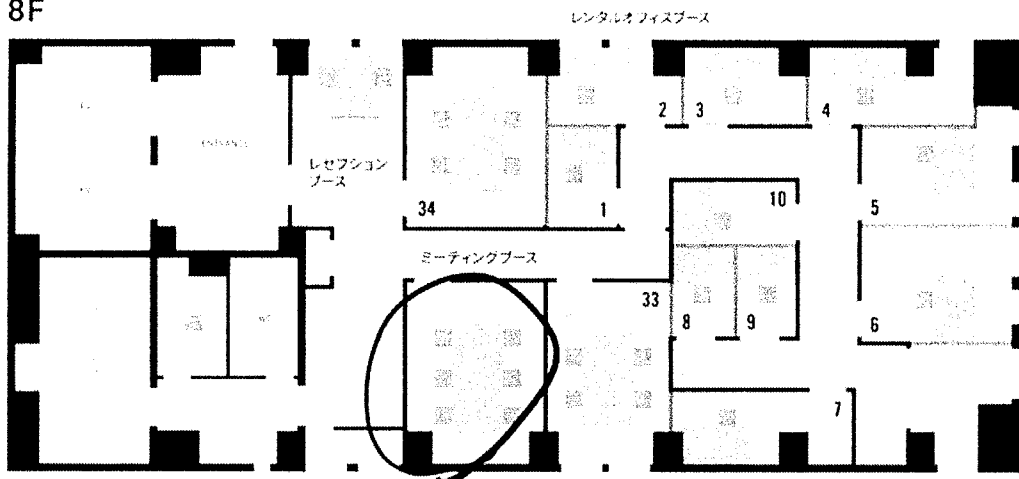


10F



入口名表示

8F



90 cm

高さ 240 cm

144 cm

鍵付ロッカー

責任者席

12

業務の運営に関する規程

SOGNO Capital&Hire 株式会社
代表取締役 井上 裕貴

第1 求 人

- 1 本所は、取扱職種の範囲等に関する限り、いかなる求人の申し込みについてもこれを受理します。
ただし、その申込みの内容が法令に違反したり、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不適當である場合、一定の労働関係法令（労働基準法及び職業安定法等）違反のある場合及び暴力団員などによる求人である場合には受理しません。
- 2 求人の申込みは、求人者又はその代理人が直接来所されて、所定の求人票により、お申込みください。直接来所できないときは、郵便、電話、ファクシミリ又は電子メールでも差し支えありません。
- 3 求人申込みの際には、業務内容、賃金、労働時間、その他の労働条件をあらかじめ書面の交付、ファクシミリの利用又は電子メール等により明示してください。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付、ファクシミリの利用又は電子メール等による明示ができないときは、当該明示すべき事項をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示してください。

第2 求 職

- 1 本所は、取扱職種の範囲等に関する限り、いかなる求職の申し込みについてもこれを受理します。
ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合には受理しません。
- 2 求職申込みは、本人が直接来所されて、所定の求職票によりお申込みください。
- 3 常に、日雇的又は臨時的な労働に従事することを希望される方は、本所に特別の登録をしておき、別に定める登録証の提示によって、求職申込みの手続きを省略致します。

第3 紹 介

- 1 求職の方には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、その御希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう極力お世話致します。
- 2 求人の方には、その御希望に適合する求職者を極力お世話致します。
- 3 紹介に際しては、求職の方に、紹介において従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の労働条件をあらかじめ書面の交付又は希望される場合にはファクシミリの利用若しくは電子メール等により明示します。ただし、紹介の実施に

ついて緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付、ファクシミリの利用又は電子メール等による明示ができないときは、あらかじめそれらの方法以外の方法により明示を行います。

- 4 求職の方を求人者に紹介する場合には、紹介状を発行しますから、その紹介状を持参して求人者へ行っていただきます。
- 5 いったん求人、求職の申込みを受けた以上、責任を持って紹介の労をとります。
- 6 本所は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業閉鎖の行われている間は求人者に、紹介を致しません。
- 7 就職が決定しましたら求人された方から別表の手数料表に基づき、紹介手数料を申し受けます。

第4 その他

- 1 本所は、職業安定機関及びその他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、当該事業に係る求職者等からの苦情があった場合は、迅速、適切に対応いたします。
- 2 本所の行った職業紹介の結果については、求人者、求職者両方から本所に対して、その報告をしてください。
また、本所の職業紹介により期間の定めのない労働契約を締結した求職者が就職から6箇月以内に離職（解雇された場合を除く。）したか否かについて、求人者から本所に対して報告してください。
- 3 本所は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は個人情報適正管理規程に基づき、適正に取り扱います。
- 4 本所が広告等により求人等に関する情報を提供するときは、当該情報について虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示を行いません。また、当該情報について正確かつ最新の内容に保つため、求人者、求職者等から当該情報について提供の中止や内容の訂正の依頼があった場合や、本所が当該情報が正確、最新でないことを確認した場合は、遅滞なく対応するとともに、求人者又は求職者に対して定期的に当該情報が最新かどうか確認する又は当該情報の時点を明らかにする措置を講じます。
- 5 本所は、求職者又は求人者に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いは一切致しません。
- 6 本所の取扱職種の範囲等は、国内における全職種です。
- 7 本所の業務の運営に関する規定は、以上のとおりであります。本所の業務は、すべて職業安定法関係法令及び通達に基づいて運営されますので、ご不審の点は係員に詳しくおたずねください。

個人情報適正管理規程

1. 個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲は、職業紹介事業部の従業員および職業紹介責任者とする。個人情報取扱責任者は、職業紹介責任者とする。
2. 職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う1に記載する事業所内の職員に対し、個人情報の取り扱いに関する教育・指導を年1回実施することとする。

また、職業紹介責任者は少なくとも5年に1回は職業紹介責任者講習会を受講し、個人情報の保護に関する事項等の知識・情報を得るよう努めることとする。

3. 取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うこととする。

さらにこれに基づき訂正（削除を含む。以下同じ。）の請求があった場合は、当該請求の内容が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行うこととする。また、個人情報の開示又は訂正に係る取り扱いについて、職業紹介責任者は求職者等への周知に努めることとする。

4. 求職者等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申し出があった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。

なお、個人情報に係る苦情処理担当者は、職業紹介責任者とする。

令和8年 月 日

SOGNO Capital&Hire 株式会社
代表取締役 井上 裕貴

申 立 書

厚生労働大臣 殿

井上 裕貴は SOGNO Capital&Hire 株式会社の代表取締役の他、Xin Technologies 株式会社の代表取締役をおこなっていますが、SOGNO Capital&Hire 株式会社の営業時間外に従事しているため、SOGNO Capital&Hire 株式会社に専従として常駐し、職業紹介責任者としての職務を全うすることができます。

SOGNO Capital&Hire 株式会社
代表取締役 井上 裕貴

国税収納金整理資金

領 収 証 書

整理番号

年度 R 7	税務署名 東税務署
税 目 登録免許税	

住所（所在地）
大阪市西区北堀江2丁目4-11-10F

氏名（法人名）
SOGNO Capital&Hire 株式会社

様（御中）

（取扱時間）15:45 （担当者コード）001

（領収証書番号）A2603260009

	千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
本 税								¥	9	0	0	0
重 加 算 税												
加 算 税												
利 子 税												
延 滞 税												
合 計 額								¥	9	0	0	0

◎この領収証書は国税局・税務署内で領収した場合の様式となります。

内証券受領												
証券番号												

（現金） 90,000円

（領収計） 90,000円 （差引） 0円

納期等の区分
(自)令和 8年 3月26日
(至)

申告区分 その他

順位 回数

左記の合計額を領収しました。

(領収日付印)



◎ ダイレクト納付を是非ご利用ください。

自宅やオフィスにインターネットを利用できるパソコンがあれば、簡単な操作で納付できます。

詳しくは、e-Taxホームページ（www.e-tax.nta.go.jp）をご覧ください。

- ・即時又は納付日を指定して納付することが可能です。
- ・電子証明書やICカードリーダーは不要です。
- ・金融機関や税務署の窓口に出向く必要がありません。
- ・税理士が納税者に代わって納付手続を行うことも可能です。
- ・インターネットバンキングの契約は不要です。
- ・納付の結果はメッセージボックスに通知します。

※ご利用には事前の届出が必要です。

○ 例えばこのような使い方が便利です！

- ・毎月の徴収高計算書をe-Taxで送信した後、簡単な操作でダイレクト納付ができます。徴収高計算書の送信にも、ダイレクト納付にも、電子証明書は不要なので特におすすめです。